

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月28日(金) 14時00分から15時49分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(13人・議席番号順)
 - 会長 木幡孝雄
 - 会長職務代理者 又村克茂
 - 委員 11人
4. 欠席委員 3人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 8 議案4 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 9 協議1 滝川市農業委員会活動方針について
 - 10 協議2 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第9回農業委員会総会を開催します。
	本日出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立 しています。10番 宮森委員、13番 本郷委員、14番 山口委員 より欠席の届出が出ています。
	議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろ しいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に6番、山岸委員、7番、中村委員を指名いた します。
	議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによ ろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日1日限りといたします。
	議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を 求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。
	(報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号について は、報告済・承認とします。
	議事日程5番、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出に ついて事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第1号、農地法第18条第6項に基づく届出について説明しま す。今月は1件です。
	1番、江部乙町 番、登記地目「田」33,337㎡、さんとさんの JAたきかわ転貸の解約です。貸主の申し出による解約です。期間満了 に伴い、相対で貸借するのですが、今月は公告日が3月29日、転貸の

	<p>期間満了日が3月30日であることから解約するものです。議案第4号で相対で貸借します。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p>
各委員	<p>説明が終わりました。議案第1号について、質疑意見を求めます。</p>
議長	<p>(なしの声あり)</p>
	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可</p>
各委員	<p>とすることによろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>議案第1号について、原案のとおり決定とします。</p>
	<p>議事日程6番、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請につ</p>
説明員	<p>いて審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について説明しま</p>
	<p>す。今月は、所有権移転4件、賃貸借権設定1件です。</p>
	<p>1番、江部乙町 番、地目「田」、17,346 m²、 さんから さんへの</p>
	<p>所有権移転です。高齢で遠隔地の農地困難により さんに貸借していた</p>
	<p>農地を さんが購入するものです。金額は、1,200,000 円、反当たり</p>
	<p>70,000 円です。</p>
	<p>2番、東滝川 番、地目「畑」、891,700.32 m²、 さんから さんへの</p>
	<p>賃貸借です。昨年、3条で同地域より 382,000 m²貸借していましたが、</p>
	<p>今回新たに 891,700.32 m²追加で貸借するものです。貸借金額は、</p>
	<p>1,250,877 円、反当たり 1,403 円です。</p>
	<p>3番、江部乙町 番、地目「畑」26,481 m²、 さんから さんへの所</p>
	<p>有権移転です。新規就農者である さんが農業廃業する さんの農地、</p>
	<p>施設、家屋、宅地を購入し、肉牛経営を行うものです。農地について</p>
	<p>は、529,620 円反当たり 2 万円で売買します。</p>
	<p>4番、江部乙町 番、登記地目「畑」33,829 m²、 さんから さんへの</p>
	<p>所有権移転です。新規就農者である さんが相続による遠隔地の農地</p>
	<p>管理困難のため売却希望の農地を家屋、宅地と併せて購入するもので</p>
	<p>す。農地については、1,800,000 円反当たり 5 万円で売買します。</p>

	<p>5番、江部乙町 番、地目「畑」26㎡、 さんから さんへの所有権移転です。農業の廃業に伴い、近隣耕作者の さんが経営規模拡大のため、先月3条で売買しましたが、高速道路沿いにもう1筆残っていたことから、こちらも隣接地の さんに無償譲渡します。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。議案第2号について、質疑意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第2号については原案のとおり決定といたします。</p>
説明員	<p>議事日程7番、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転1件です。</p> <p>1番、扇町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積279㎡、第1種住居地域内、転用目的は家庭菜園整備です。申請地は昭和47年に5条転用申請があったところですが、未完了のまま至り再転用の申請となったものです。譲受人は 町に在住していますが、滝川市に親族が居住しており、趣味で野菜等を作りたいとのことから申請地に整備するものです。別添資料4-2に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。以上1番は用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可</p>

	<p>相当とすることで、よろしいですか。</p>
各 委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第3号については原案のとおり決定といたします。</p>
各 委 員	<p>議事日程8番、議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員	<p>議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>今月は、貸借権設定が32件、使用貸借権が2件、所有権移転が1件です。貸借権設定の内更新案件は1番から9番までの9件です。更新案件については、氏名と期間、10a当たり金額のみ説明とします。</p> <p>1番、 さんから さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、「畑」2,600円です。なお、内番の1筆7,948㎡について、これまでさんが貸借していましたが、期間満了後は さんが代わって貸借します。</p> <p>2番、 さんから さん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、「畑」2,263円、総額35,000円です。</p> <p>3番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「畑」3,000円です。</p> <p>4番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「田」11,500円です。</p> <p>5番、 さんから さん、期間は2年間、10a当りの賃借料は、「田」9,000円です。</p> <p>6番、 さんから さん、期間は2年間、10a当りの賃借料は、「畑」3,000円です。</p> <p>7番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「田」8,000円です。</p> <p>8番、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、「田」8,000円です。</p>

9番、さんからさん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、「田」9,000円です。

10番から32番までは新規賃貸借です。

10番、滝の川町番、現況地目「田」4,844.74㎡、さんからさんへの賃貸借、期間は3年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。畑地化申請のため新たに申請するものです。

11番、滝の川町番、現況地目「畑」1,250㎡、さんからさんへの賃貸借、期間は3年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。これまでさんが畑として耕作していましたが、今年度からさんが貸借するものです。

12番、滝の川町番、現況地目「田」25,958.26㎡、さんからさんへの賃貸借、期間は3年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。畑地化申請のため新たに申請するものです。

13番から23番まではJAたきかわ転貸の期間満了に伴い、相対で貸借するものです。

13番、東滝川番、現況地目「田」8,284㎡、さんからさん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。

14番、東滝川番、現況地目「田」10,983㎡、さんからさん、期間は10年間、10a当りの賃借料は、11,000円です。

15番、江部乙町番、現況地目「田」33,337㎡、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。

16番、江部乙町番、現況地目「田」12,874㎡、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。

17番、江部乙町番、現況地目「畑」21,949㎡、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。

18番、北滝の川番、現況地目「田」15,728㎡、さんからさんへの貸借です。期間は4年間、10a当りの賃借料は、9,000円です。

19番、北滝の川番、現況地目「田」38,641㎡、さんからさん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、9,000円です。

20番、北滝の川 番、現況地目「田」11,057㎡、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、9,000円です。

21番、北滝の川 番、現況地目「田」10,159㎡、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。

22番、北滝の川 番、現況地目「田」8,712㎡、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、7,000円です。

23番、北滝の川 番、現況地目「田」15,896㎡、 さんから さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、9,000円です。

24番、江部乙町 番、現況地目「田」39,421.93㎡、 さんから さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。これまでさんが耕作していましたが、期間満了後更新せず、耕作者を探してましたが、今年度から さんが耕作することとなりました。

25番、江部乙町 番、現況地目「田」13,974㎡、 さんから さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。これまでさんが耕作していましたが、期間満了後更新せず、耕作者を探してましたが、今年度から さんが耕作することとなりました。

26番、江部乙町 番、現況地目「田」36,496㎡、 さんから さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。これまでさんが耕作していた農地ですが、老齢により農地の維持管理困難になったことから、近隣耕作者の さんが貸借することになったものです。

27番、江部乙町 番、現況地目「田」32,174.53㎡、 さんから さん、期間は3年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。これまでさんが耕作していた農地ですが、相続により農地の維持管理困難になったことから、近隣耕作者の さんが貸借することになったものです。

28番、東滝川 番、現況地目「田」61,301㎡、 さんから さん、期間は10年、10a当りの賃借料は、8,000円です。これまでさんとJAたきかわ転貸による賃貸借で耕作していましたが、期間満了後、さんに代わって近隣耕作者で経営規模拡大を考えている さんが代わって耕作するものです。

29番、北滝の川 番、現況地目「田」5,810㎡、さんからさん、期間は3年、10a当りの賃借料は、3,000円です。これまで町の農業者さんが耕作していましたが、期間満了に伴い、農地の集約化のため遠隔地の農地の耕作を近隣耕作者であるさんが代わって耕作するものです。

30番、二の坂町 番、現況地目「田」797㎡、さんからさん、期間は1年、10a当りの賃借料は、8,000円です。畑地化申請のため新たに申請するものです。来年他の耕作地が満期を迎えるのでそれに合わせて1年としています。

31番、江部乙町 番、現況地目「畑」117,113㎡、さんからさん、期間は5年、10a当りの賃借料は、1,000円です。これまでさんが牧草畑として耕作していましたが、農業廃業に伴い農地の耕作を近隣耕作者であるさんが代わって耕作するものです。

32番、江部乙町 番、地目「田」面積41,400㎡、からさんへの賃貸借で期間は令和11年1月30日まで、賃借料は、年額314,640円です。あっせんによりさんから買入れましたが、即買入が困難なため、で買い受け、さんに貸付するものです。賃貸料314,640円は、売買金額15,732,000円の2%です。

33番から34番までは使用貸借です。34番が更新で35番が新規案件です。

33番、江部乙町 番、現況地目「田」3,511㎡、さんからさん、期間は6年間です。

34番、江部乙町 番、現況地目「田」1,216㎡、さんからさん、期間は5年間です。さんは今回、自作地の一部を畑地化申請したのですが、申請の耕作地に一部さんの土地が掛かっていたことから使用貸借することとなったものです。さんもさんもお互い知らずにいて、今回の申請で初めて知ったそうです。

35番の所有権移転については、あっせん委員より説明します。以上で説明を終わります。

議 長	所有権移転申請番号35番について、滝川東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。
説 明 員	滝川東地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。 申請番号35番、売り手 さんから東滝川 番、地目「田」2,850㎡の売渡のあっせんの申出が2月8日にありましたので、農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を3月15日9時26分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は滝川地区6名、事務局2名の出席の中行き、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」2,850㎡、土地条件として、暗渠、パイプラインは入っていない、価格としては10a当たり「田」23万円、総額655,500円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議 長	説明が終わりました。議案第4号、賃貸借権設定申請番号7番及び8番、23番から25番を除く30件について、質疑、意見を求めます。
委 員	1番の、同じ地番で内番が二つあるのはどういうことですか。
説 明 員	もともとひとつの地番の大きな畑を さんと さんと二人で按分して耕作していたのですが、今回の期間満了をもって さん一人で全部耕作することになったので、 さんの分も増えたのであえて1筆にしないで2筆にしました。
委 員	さんがこの地番の面積全部耕作するということですか。
説 明 員	そうです。
議 長	ほかにございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第5号、賃貸借権設定申請番号16番から20番、所有権移転34番、36番を除く29件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)

議 長	議案第4号、貸貸借権設定申請番号7番及び8番、23番から25番を除く30件について、原案のとおり決定といたします。次に貸貸借権設定申請番号7番及び8番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員14:59退室)
議 各 委 員	貸貸借権設定申請番号7番及び8番について、質疑意見を求めます。 (なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。貸貸借権設定申請番号7番及び8番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第4号、貸貸借権設定申請番号7番及び8番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。 (委員15:00入室)
議 長	次に貸貸借権設定申請番号23番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員15:01退室)
議 各 委 員	貸貸借権設定申請番号23番について、質疑意見を求めます。 (なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。貸貸借権設定申請番号23番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第4号、貸貸借権設定申請番号23番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。 (委員15:02入室)
議 長	次に貸貸借権設定申請番号24番、25番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員15:02退室)
議 長	貸貸借権設定申請番号24番、25番について、質疑意見を求めます。

委員	かなり条件の悪い農地だと思いますが、他に借り手がいなかったのですか。
説明員	そうです。条件が悪いことから、畑の金額で受けました。
議長	他にございませんか
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号24番、25番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第5号、賃貸借権設定申請番号24番、25番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。 (委員15:04入室)
議長	議事日程9番、協議第1号、滝川市農業委員会活動方針について協議を行います。事務局に説明を求めます。
説明員	協議第1号について、説明を申し上げます。 協議第1号令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間における滝川市農業委員会の活動方針を定めるもので、重点活動目標及び活動計画について7項目記載しています。昨年と同様の内容となっておりますが制度改正等により変更になったところを主に説明いたします。 別紙1、活動計画(案)でございますが、これにつきましては3月の総会に提案し、承認の後、北海道農業会議に報告し、確認後、最終的には公式ホームページ等で公表することになりますので、この内容で令和6年度の活動目標としてご承認をいただき、数値等に調整があった場合は改めて皆さんに報告することで、ご了解いただきたいと考えております。「Ⅰ 農業委員会の状況」については特に申し上げることはありません。「Ⅱ 最適化活動の目標」ですが、3ページ目の「2 最適化活動の活動目標(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですがこの中で新たな項目は、3ページ目「2 最適化活動の活動目標(3)」です。記録簿の作成が全委員に義務付けられていますが北海道の平均1カ月当たり5.3回を目標とします。農業委員会の総会で最低月

	<p>1回、他に地区の農業者と話したり、相談したりということもそれぞれすべて1件として構いませんのでさほどハードルは高くないと思いますが、新年度からはさらにきちんとしていただきますようよろしくお願いいたします。「(3)新規参入相談会の参加目標」ですがこちらも引き続き都道府県や市町村が実施する新規参入相談会への1名以上参加を継続します。6年度も農政課、JAたきかわが参加している相談会の参加等を行います。</p> <p>次に別紙2ですが、令和6年度の年間業務計画を載せております。定期総会についてはこの日程で会議室を予約しておりますが、農繁期等については日程や開始時間をその都度調整させていただきたいと考えております。また、特別委員会につきましても例年どおり開催したいと考えております。その他の各業務については記載のとおりですが、新年度もコロナ感染対策等での変更、中止等もあり得るということを入れていただいたうえでお目通し願います。以上で説明を終わります。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。協議第1号については、原案のとおり可と
	することよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第1号については、原案のとおり決定といたします。
	議事日程11番、協議第2号、農地等の利用の最適化の推進に関する
説 明 員	指針について協議を行います。事務局に説明を求めます。
	この指針については、農業委員の改選時期である、8月に更新し、改
	選と併せて見直しを行ってまいりましたが、北海道内で75の農業委員
	会が未制定であり、設置するよう通知があったこと、併せて、令和5年
	4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させ、修正することが必
	要になったため今回修正し、令和6年度からの指針とするものです。以
	下、簡単に説明させていただきます。
	第1 基本的な考え方について変更に至った理由的な項目ですのでお

	<p>目通ししていただければと思います。</p> <p>第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法については、2ページから5頁途中まで 令和5年度滝川市農業委員会活動方針に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊休農地の発生防止・解消について 2 担い手への農地利用の集積・集約化について 3 新規参入の促進について <p>大きく3項目について10年後の目標を具体的に進めていくものとなっています。</p> <p>数値については、昨年同様センサスや統計より抜粋したものとなっております。</p> <p>第3 「地域計画」の目標を達成するための役割として5項目上げておりますが、基本的には農業委員の皆様がこれまで活動してきたことを改めて述べているものです。ただ、この度はその中に「地域計画」を踏まえてやっていただかなければならないということです。「地域計画」を策定しなければならないこととなりそれに対応して進めていくというものです。農地利用の最適化の推進を進めるに当たっては、滝川市やJAたきかわ等の相互連携により滝川市全体の一体的な運動として取り組むことを配慮しているものです。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了します。協議第2号については、原案のとおり可とすることでよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	協議第2号については、原案のとおり決定といたします。
	本日の議案については、以上でございます。
	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議長	その他、事務局からお願いいたします。

木 村 局 長
議 長

(行事日程について資料に基づき報告)

第10回総会は4月26日14時からということで決定します。

以上をもちまして、第9回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さんご苦労さまでした。(15:49)